

非該当のいずれかに認定、足関節は5級・6級・7級・非該当のいずれかに認定されます。

▽平成26年4月からペースメーカー(心臓機能障害)や人工関節など(肢体不自由)を入れた方

▽障害者支援課(☎231-1917)

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費を助成します

▽ひとり親(母子・父子)家庭などの児童や母・父に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分



▽市民税所得割非課税世帯18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童

▽児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯11小学校卒業までの児童のみ

▽所得制限なし11義務教育就学前児のみ

▽健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)

平成25年1月2日以降転入の方は、平成25年度所得課税証明書(転入家族全員分)

▽各総合支所市民生活課、各支所へ。▽子ども家庭課(☎231-1928)

児童手当の申請を

▽中学校修了前まで(15歳になった最初の3月31日まで)の児童を新たに養育する方



※所得制限あり

▽3歳未満11万5000円

▽3歳以上、小学校修了前 第1・2子11万5000円

▽3歳以上、小学校修了後 第1・2子11万5000円

▽所得制限限度額以上の方11万5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

▽所得制限限度額以上の方一律5000円

保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

平成26年度の年金額と国民年金保険料

国民年金保険料

平成26年度年金額は、法律の規定に基づく特例水準の段階的な解消によるマイナス1.0%と、物価賃金による変動プラス0.3%と合わせて、マイナス0.7%の改定となります。改定後の年金額は年金額改定通知書などによりお知らせされます。

【国民年金保険料】11月額1万5250円(昨年度は1万5040円)

【年金額】

●老齢基礎年金117万2800円(月額6万4400円)

●障害基礎年金11級：9万6000円(月額8万500円)、2級：7万2800円(月額6万4400円)

●遺族基礎年金11基本：7万2800円(月額6万4400円)

▽子どもが1人いる場合：9万5200円(内訳：基本+22万2400円(月額8万2933円))

▽年齢福祉年金1139万5900円(月額3万2991円)

▽国民健康保険の加入・脱退の届け出は14日以内

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

▽国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費として5万円(平成24年3月31日以前の死亡は4万円)が支給されます。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので注意してください。

マークの見方

- ☎…対象
- 📅…日時
- 📅…期間
- 📍…場所
- 📄…内容
- 👤…講師
- 👤…定員
- 👤…参加費など
- 👤…持参する物
- 👤…申込方法
- 👤…共通事項
- 👤…問合せ先

介護職員初任者研修養成講座

▽4月21日～6月2日の週5日か6日 午前9時～午後4時 所安岡病院研修室(横野町三丁目) 定40人(先着順) 4万5000円 4月1日～15日に、直接か電話で、安岡病院(☎258-3711)へ。 介護保険課(☎231-1371)

食生活改善推進員養成講座

市内在住で、講座修了後、食生活改善推進員として料理講習会などを通じたボランティア活動ができる方

5月、平成27年2月(全8回予定)午前9時30分～午後3時30分 所川中公民館

栄養、健康づくりに関する講話、実習など

40人(先着順)

教材料費の一部負担あり

4月30日(水)必着までに、はがきかファクスで、(6ページ)を保健総務課(〒750-8521市内南都町1番1号 FAX 231-3901)へ。

保健総務課(☎231-1426)



犬の登録と狂犬病予防集合注射

生後90日を経過した犬の飼い主は、室内・室外飼育に関係なく、登録(犬の生涯に1回)と年1回、狂犬病予防注射を犬に接種させなければなりません。各総合支所管内での日程をお知らせします。※犬を押さえられる方が連れて来てください



豊田町 4月16日、18日

豊浦町 4月14日、16日

豊北町 4月24日、26日

※各会場・時間は手元に届く通知はがきかホームページで確認を

注射料金(1頭)2400円

注射済票交

付手数料(1頭)550円

登録手数料(1頭)3000円(未登録の犬のみ)

※集合注射の期間中は、市と協定を締結している動物病院でも同じ金額で手続き可。

事前に各動物病院に問い合わせを

集合注射通知はがき

※市外から下関市へ転入する場合、前の自治体の鑑札が必要ない場合は再交付手数料として1600円必要

次の場合、センターに連絡を

飼犬の死亡・行方不明

飼主の変更・住所変更

※上記以外、各総合支所に問い合わせを

動物愛護管理センター(☎263-1125)

各総合支所市民生活課

菊川(☎287-4004)

豊田(☎766-2187)

豊浦(☎772-4017)

豊北(☎782-1925)

児童扶養手当の申請を

父が母と生計を共にしていない児童を養育しているひとり親家庭の父母が養育者で、年金などの公的給付金を受けることができないなど、一定の条件に該当する方

児童が18歳に達する日以後最初の3月31日まで

障害のある児童は20歳の誕生日の前日まで

申請理由が必要な物が



介護予防教室

市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない方

▶期間…①②=6月～10月(週1回)、③=5月～翌年3月(全30回程度)

4月1日～30日に、電話で各申込先へ。

①②成人保健課(☎231-1935)、③いきいき支援課(☎231-1340)

教室名・会場	曜	時間	申込先	連絡先	定員
①プール元気教室：プールを利用した水中運動を行います。					
下関体育センター 彦島校(彦島角倉町四丁目)	金	14:30～16:00	成人保健課	231-1935	15人
下関体育センター 山の田校(稗田中町)	火	15:00～16:30			
下関ヘルシーランド(大字井田小野)	火	13:00～14:30			
ウイングスポーツクラブ(形山みどり町)	金	13:30～15:00			
②筋力はつらつ若返り教室：トレーニング機器を利用した運動を行います。					
ウイングスポーツクラブ(形山みどり町)	金	8:50～10:20	成人保健課	231-1935	10人程度
山の田内科(武久町一丁目)	水	15:30～17:00			
③いきいきふれあい教室：体力に自信のない方も、お気軽に！介護予防を目的とした体操や運動を行います。					
稗田県営住宅第3集会所(山の田北町)	水	13:30～15:30	あゆみ在介センター	254-1563	15～30人
ドリームシップ(細江町三丁目)	水	15:00～16:30	豊前田在介センター	223-2670	
ふれあい会館(上新地町三丁目・西京銀行新地支店跡)	金	9:30～11:30	桜山在介センター	222-1511	
社会福祉センター(貴船町三丁目)	水	13:30～15:30	下関市社協在介センター	228-2940	
彦島内科リハビリ室(彦島江の浦町九丁目)	水	13:30～15:30	彦島在介センター	266-4455	
彦島公民館(彦島江の浦町一丁目)	水	10:00～12:00	彦島アイユウの苑在介センター	266-6516	
古城町集会所(長府古城町)	水	10:00～11:30	みどり園在介センター	248-0986	
長府公民館(長府土居の内町)	水	10:00～12:00	アイユウ長府在介センター	246-0927	
真光園(大字真光)	金	11:00～12:30	真光園在介センター	248-5117	
はまゆう苑地域交流ホーム(横野町三丁目)	火	9:30～11:30	コスモス在介センター	258-0070	
ひえだ保育園(稗田中町)	木	13:30～15:00	慈公園在介センター	253-9333	
川中公民館(伊倉町二丁目)	木	9:30～11:30	はまゆう苑あやざ在介センター	251-1110	
勝山公民館(秋根南町二丁目)	火	10:00～11:30	勝山在介センター	256-8333	
勝山老人憩の家(秋根西町一丁目)	水	10:00～11:30	フェニックス在介センター	256-1533	
菊川老人憩の家(菊川町大字下岡枝)	火	13:30～15:30	きくがわ苑在介センター	287-1775	
角島開発総合センター(豊北町大字角島)	木	10:30～12:00	豊北町在介センター	782-1419	
土井自治会館(豊北町大字阿川)	月	13:00～14:30	豊北町在介センター白滝荘	783-0088	

※表内の「在介センター」は「在宅介護支援センター」の略

高等技能訓練促進費

4月1日から平成26年度の申請受付を開始します。

対象者は、生活状況や所得に応じて給付金の支給を受けられます。

申請には事前面談が必要です。

まずは電話で担当者に相談してください。

異なる 国こども家庭課、各総合支所市民生活課へ。

国こども家庭課(☎231-1928)

身体障害者手帳の認定基準が変わります

ペースメーカなどを入れた方は今まで一律1級に認定されていま

市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師、理学療法士など就職に有利な資格の取得を目指して現在修業しているか、平成26年度に修業予定の方

国こども家庭課(☎231-1358)

したが、今後はペースメーカなどへの依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて、1級・3級・4級のいずれかに認定され、3年以内に再認定を行います。

人工関節などを入れた方は股関節や膝関節は一律4級、足関節は一律5級に認定されていましたが、今後は術後の経過の安定した時点での関節可動域などに応じて股関節や膝関節は4級・5級・7級・